

別表

許可の取消し等の事由（①および②の違反行為は罰則を記載した条文をもって記載）	処分内容
<p>① 法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6において準用する場合を含む。）および第15条の3第1項第2号の「情状が特に重いととき」に相当する事由は、次のとおりとする。</p> <p>無許可営業（第25条第1項第1号）  不正の手段による営業許可取得（同項第2号）  無許可事業範囲変更（同項第3号）  不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号）  事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号）  委託基準違反（同項第6号）  名義貸しの禁止違反（同項第7号）  施設無許可設置（同項第8号）  不正手段による施設設置許可取得（同項第9号）  施設無許可変更（同項第10号）  不正手段による施設変更許可取得（同項第11号）  無確認輸出（同項第12号）  受託禁止違反（同項第13号）  不法投棄（同項第14号）  不法焼却（同項第15号）  指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号）  無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第25条第2項）  委託基準違反、再委託禁止違反（第26条第1号）  施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号）  施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号）  無許可輸入（同条第4号）  輸入許可条件違反（同条第5号）  不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号）  無確認輸出予備（第27条）</p>	<p>許可の取消し</p>
<p>② 次に掲げる違反行為により法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）および第15条の2の7第3号の規定に該当するとき</p>	
<p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第28条第2号）  虚偽管理票交付（第27条の2第6号）  管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号）</p>	<p>事業の停止90日</p>
<p>施設使用前検査受検義務違反（第29条第2号）</p>	<p>事業の停止60日</p>
<p>保管届出義務違反（第29条第1号（第12条第3項または第12条の2第3項に係る部分に限る。））  管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第27条の2第1号）  管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号）  管理票回付義務違反（同条第3号）  管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号）  管理票・同写し保存義務違反（同条第5号）  引受禁止違反（同条第7号）  虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号）  電子管理票虚偽登録（同条第9号）  電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第10号）  処理困難通知義務違反・虚偽通知（第29条第4号）  処理困難通知保存義務違反（同条第5号）  土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号）  帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第30条第1号）  業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出（同条第2号）  定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号）</p>	<p>事業の停止30日</p>

維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 ( 同条第4号)	
処理責任者等設置義務違反 ( 同条第5号)	
報告拒否、虚偽報告 ( 同条第7号)	
立入検査拒否・妨害・忌避 ( 同条第8号)	
技術管理者設置義務違反 ( 同条第9号)	
事故時応急措置命令違反 (第29条第7号)	応急措置に必要な期間の事業の停止
その他の法に違反する行為	事業の停止10日
③ 法第14条の3第2号（法第14条の6において準用する場合を含む。）または第15条の2の7第1号もしくは第2号の規定に該当して法第14条の3もしくは第14条の3の2（これらの規定を法第14条の6において準用する場合を含む。）または第15条の2の7もしくは第15条の3第2項の処分を行うとき。	改善が可能な場合にあっては改善に必要な期間の事業の停止、改善が不可能な場合にあっては許可の取消し
④ 法第14条の3第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）または第15条の2の7第4号の規定に該当するとき。	事業の停止30日